

第3回策定委員会（令和2年11月26日開催）やパブリックコメントの意見等による修正について

◆策定委員

意見の趣旨（記載ページは、第3回策定委員会資料のページです）	修正内容（記載ページは、パブコメ発表用のページです）
P.37 「5精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の【見込の考え方】に「国の基本指針に基づき、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置や関係者の参加を促します」とあるため、P.37【確保策】の「市内の精神科医療・福祉関係者」の後に「保健」も入れていただきたい。	指摘のとおり、P.37【確保策】を、「市内の保健・精神科医療・福祉関係者、及び家族会が参加する協議の場を設置します。」に変更。
令和5年度末の地域移行に伴う基盤整備量について、参考値として掲載していただきたい。	意見を踏まえ、P.36【見込みの考え方】に、「地域移行支援については、令和5年度末の地域移行に伴う基盤整備量65歳以上利用者数23人及び65歳未満利用者数29人を勘案し、国の基本指針に基づいて算出しました。」と記載。

◆パブリックコメント

意見の趣旨（記載ページは、第3回策定委員会資料のページです）	修正内容（記載ページは、パブコメ発表用のページです）
地域生活支援事業の必須事業である成年後見制度法人後見支援事業の確保策に市民後見人の養成を加えてほしい。	意見を踏まえ、P.46、15行目を「また、成年後見制度法人後見支援事業において、適切な後見人のいない人に対し、後見業務を適正に行える法人の確保に努めるとともに、市民後見人の育成及び活用についても検討を行います。」に変更。

◆事務局

意見の趣旨（記載ページは、第3回策定委員会資料のページです）	修正内容（記載ページは、パブコメ発表用のページです）
P.2 タイトル「(1) 近年の法律等の整備の状況」を削除。	左記のとおり。
P.16 表 障害者相談支援事業 令和元年度 比率「100%」を追加。	左記のとおり。
P.24 図 障害児支援のうち、サービスではないため「医療的ケア児～配置人数」を削除。	左記のとおり。
P.25 「福祉施設の入所者の地域生活への移行」について、令和5年度末の福祉施設の入所者数154人→153人に修正。	左記のとおり。
P.39 「基幹相談支援センター」に表現を統一。	左記のとおり。
P.45 表 「手話通訳者・要約筆記派遣事業（実利用件数）」を「手話通訳者・要約筆記派遣事業（実利用者数）」に修正。	左記のとおり。
P.54 表 名簿に役職を追加記載。	左記のとおり。
第4次豊川市障害福祉基本計画のパブリックコメントによる修正に伴い、新型コロナウイルスに係る記載について、P.1、20行目の中ほどから始まる記述を「障害のある方本人を始めその家族、サービス提供者、その他関係者が細心の注意を払い、感染防止対策を行うことが求められます。」に修正。	左記のとおり。
第4次豊川市障害福祉基本計画のパブリックコメントによる修正に伴い、P.64の「児童発達支援」の用語説明を「地域の障害児が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を受ける。」に変更します。併せて「児童発達支援センター」の用語説明の1文目を「地域の障害児が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を受ける施設。」に修正。	左記のとおり。